

横浜市民活動フィールド会場維持管理等業務委託 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市民活動フィールド会場維持管理等業務委託

2 業務の内容

別紙「業務説明書」のとおり

業務価格（上限）は以下のとおりです。

令和8年度 69,000 千円（税込）

令和9年度 250,000 千円（税込）

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 プロポーザル参加事業者の資格（応募資格要件）

参加者は、単独の法人・団体、または共同企業体でその全ての構成員が次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 参加者は、令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格名簿へ登録されていること。
なお、参加意向申出書の提出時点で現に申請中の場合は、受託候補者を特定する期日までに登載が完了していること。
- (2) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、営業種目「公園緑地等管理」の「細目A 除草、樹木の剪定」及び「細目B 花壇、鉢物管理」の両方が登録されており、等級Aであること。
- (3) 所在地区分が「市内」で登録されていること。
- (4) 参加者が組合の場合、当該組合のいずれかの組合員が同一の案件に参加していないこと。また、組合と当該組合のいずれかの組合員が加入する別の組合が同一の案件に参加していないこと。
- (5) 参加者が共同企業体の場合、その構成員全てが前項(1)～(3)のとおり登録されていること。
- (6) 参加者が共同企業体の場合、応募時に共同企業体協定書兼委任状（「作成要領」様式1-2）を提出すること。なお、共同企業体の構成員は、本提案にあたり同時に2以上の共同企業体の構成員となること、及び単体企業として同一の案件に参加していないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (8) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、「横浜市指名停止等措置要綱（令和7年4月1日一部改正）」の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (9) 同一参加者が複数の提案を行うことはできません。

4 参加意向申出書等の提出

本要領等に基づきプロポーザル提出の意思について、次により提出をお願いします。
共同企業体での参加の場合は幹事者がとりまとめて提出してください。

- (1) 提出期限 令和8年7月2日(木) 午後5時00分まで(必着)
- (2) 提出先 GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会事務局 担当:河原、中村、伊藤(みどり環境局公園緑地事業課内)
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (市庁舎27階)
電話番号:045-671-2653
電子メール:mk-koenjigyo-expo@city.yokohama.lg.jp
- (3) 提出方法 以下のどちらかをお願いいたします。
・電子メール (送信後、電話で受領の確認を行ってください。)
・持参(土曜・日曜・祝日を除き、午前8時45分~午前12時00分、午後1時00分~午後5時00分の間に提出してください。)
※ご持参の際は、市庁舎27階南側公園緑地事業課(整備担当)にお越しください。
- (4) 提出書類 ・参加意向申出書(「作成要領」様式1)
・共同企業体協定書兼委任状(「作成要領」様式1-2)
※共同企業体として参加する場合のみ提出
書類内容について不明な点などがある場合、担当者より応募者への問合せを行う場合があります。
- (5) 提出部数 1部

5 参加資格確認結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者について、提案者の資格を満たす者であるかを確認し、令和8年7月7日(火)までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書(第2号様式)を電子メールにて送付します。あわせて、参加資格を有する者にはプロポーザル関係書類提出要請書(「作成要領」様式6)を電子メールにて送付します。(受領確認の返信を必ず行ってください。)

6 質問書(「作成要領」様式2)の提出

参加資格が認められた者において、本要領等の内容について質問事項のある場合は、次により質問書(「作成要領」様式2)の提出をお願いします。共同企業体の場合は、幹事者が各構成員の質問をとりまとめ、共同企業体として提出してください。質問内容及び回答については、公募型プロポーザル方式において提案資格を満たす者であることを確認した者全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和8年7月13日(月) 午後5時00分まで(必着)
- (2) 提出先 4(2)と同じ
- (3) 提出方法 電子メール
(word形式で添付してください。また、送信後に電話で受領の確認を行ってください。)
- (4) 回答送付日 令和8年7月16日(木) までに回答書
及び方法 (「作成要領」様式7)を電子メールにて送付します。

- (5) そ の 他 電話等での問合せには応じられませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

7 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月24日（金）午後5時00分まで（必着）
- (2) 提出先 4(2)と同じ
- (3) 提出方法 以下のどちらかをお願いいたします。
- ・ 電子メール
添付ファイル容量を1通あたり6MB以下にして送信し、送信後電話で受領の確認を行ってください。
 - ・ 持参
市庁舎27階南側公園緑地事業課へお越しください。
（土曜・日曜・祝日を除き、午前8時45分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時00分の間に提出してください。）
- (4) 提出書類 ・ 提案書（第5号様式、「作成要領」様式3～5）
・ 参考見積書（様式は問いませんが業務項目と金額が分かる内容としてください。）
- (5) 提出部数 紙媒体1部 電子データ1部（CD-R、DVD-R）
※持参による提出の場合のみ。
- (6) そ の 他 ・ 所定の様式以外の書類については受理しません。
・ 共同企業体での提案の場合は、幹事者がとりまとめて提出してください。
・ 電子データについてはウイルスチェック済としPDF形式で提出してください。

8 提案書の内容

- (1) 提案書（第5号様式）とあわせて、次の項目に関する提案を所定の様式に記入してください。
- ア 参加者の概要（「作成要領」様式3）
 - イ 業務実施体制（「作成要領」様式4）
 - ウ 課題に対する提案1、2、3（「作成要領」様式5）
 - エ 参考見積（書式自由）
- (2) 用紙の大きさはA4判縦とします。
- (3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。
- ア 提案書の記載は文章での表現とし、図表等による説明の補足は自由とします。
 - イ 文字は注記等を除き、原則として11ポイント程度以上の大きさとしてください。
 - ウ 多色刷り可とします。PDFでご提出ください。
 - エ 本項1号のうち「ウ 課題に対する提案1、2、3」については、各提案A4用紙2枚（両面）以内に収めてください。2枚を超えて提出されたものについては採点対象外とします。

9 プロポーザルに関するヒアリング

提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和8年8月3日（月）を予定
時間等詳細については、別途お知らせします。
- (2) 実施場所 横浜市役所（横浜市中区本町6丁目50番地の10）
- (3) 出席者 3名以下としてください。
- (4) ヒアリング内容 ヒアリングは事前に提出していただいた書類を元に10分間のプレゼン、10分間の質疑応答（予定）を行っていただきます。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会 第一業者選定委員会	横浜市民活動フィールド会場維持管理 等業務委託評価委員会
所 掌 事 務	プロポーザルの実施、受託候補者の 選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する 事
委 員	GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会 副委員長（横浜市みどり環境局長） 事務局長（横浜市みどり環境局戦 略企画部長） 横浜市みどり環境局 総務部長 公園緑地部長 総務部総務課担当課長 戦略企画部戦略企画課長	横浜市みどり環境局 総務部長 戦略企画部戦略企画課長 戦略企画部戦略企画課担当課長 公園緑地部公園緑地事業課担当課長 公園緑地部動物園課担当課長

※各委員会ともに非公開とします。

11 評価項目

本プロポーザルで評価する項目は、提案書評価基準のとおりです。

評価項目	
1 業務実施体制	(1) 業務経験・実績 (2) 業務実施体制及び業務実施工程 (3) ワーク・ライフ・バランス等に関する取組
2 課題に対する提案	
(1) 会場維持管理に関する提案	横浜市民活動フィールドのコンセプト・内容をふまえ、会期前・会期中の維持管理等作業時の留意点を挙げ、課題解決のための提案がされているか。
(2) 植栽管理方法に関する提案	会期前から会期中にかけて植物を良好に生育・維持するとともに、来場者に満足していただくための植栽管理方法が提案されているか。
(3) リスク対応に関する	会期前・会期中のリスクを的確に想定しており、それ

提案	に対する効果的な安全管理が提案されているか。
----	------------------------

※評価項目 1 を除くいずれかの項目で、最低点（0 点）を付ける評価委員が 1 人以上いた場合には、その提案は失格とします。

※評価結果によりプロポーザルの特定を行います。

12 評価結果の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（「作成要領」様式 8）にて、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに電子メールにて送付します。（受領確認の返信を行ってください。）

13 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して評価委員との接触があったもの

ク ヒアリングに出席しなかったもの

(3) 関係団体との接触の禁止

本プロポーザル業務の提案書作成にかかる目的で、本市関係者との接触を禁止します。

(4) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの提出後、委託者の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とします。

カ 提出された書類は、返却しません。

(7) その他

ア プロポーザルの実施のために GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フ

ィールド実行委員会において作成された資料は、委託者の了解なく公表、使用することはできません。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

エ 特定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、業務説明書及び特定された提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

オ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。